

## 医療費 国民健康保険「限度額適用および食事標準負担額減額認定証」と「高齢受給者証」の更新

〒708-8501津山市山北520保険年金課(市役所1階9番窓口) ☎32-2071、または各支所・出張所担当課

### 外来・入院時の限度額適用および食事標準負担額減額認定証の更新

現在、お持ちの認定証の有効期限は、7月31日(月)です。認定証の更新には申請が必要です。

- 対象** 次の認定証を持っていて、更新を希望する人
- 国民健康保険限度額適用認定証(薄緑色の証)
  - 国民健康保険標準負担額減額認定証(黄土色の証)
  - 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証(黄土色の証)

**申請方法** 8月1日(火)以降に保険年金課または各支所・出張所担当課で申請する

**持ってくるもの** 印鑑、国民健康保険証



### 国民健康保険高齢受給者証の更新

現在、お持ちの国民健康保険高齢受給者証の有効期限は、7月31日(月)です。

新しい高齢受給者証は、前年の所得により窓口負担割合(1割~3割)の再判定を行い7月下旬に送付します。

**対象** 70歳以上の国民健康保険被保険者  
※窓口負担割合は、本人の所得や同じ世帯にいる国保加入者の所得によって決まります。詳しくは、お送りする通知書をご覧ください

※有効期限を過ぎた受給者証や認定証は、細かく破り捨てるなど個人の責任で処分するか、保険年金課または各支所・出張所担当課の窓口に戻却してください(郵送可)

## 年金 国民年金保険料の免除や納付猶予期間がある人へ

〒津山年金事務所(田町) ☎31-2360、保険年金課(市役所1階7番窓口) ☎32-2072

国民年金保険料の免除や若年者納付猶予を受けた人は、全額を納付した人に比べて、老齢基礎年金の受給額が少なくなります。

免除や猶予を受けた期間の保険料は、過去10年以内であれば、後から納付(追納)ができます。追納することで、免除や納付猶予によって将来減額される年金額を増やすことができます。

なお、免除・猶予が承認された期間から起算して3年度目以降に追納する場合、当時の保険料額に加算額が上乗せされます。

追納の申し込みや納付書の発行など、詳しくは津山年金事務所にお問い合わせください。

**津山年金事務所です予約相談を実施中!**  
相談内容に合わせて、事前に資料などを準備し、対応します。基礎年金番号の分かるものをご準備のうえ、お気軽にお電話ください。  
**津山年金事務所(予約電話) 0868-31-2360**

## 給付金 臨時福祉給付金(経済対策分)の申請はお済みですか

〒臨時福祉給付金対策室(市役所2階) ☎32-7004

臨時福祉給付金(経済対策分)の申請期間は、平成29年7月11日(火)までです。

この期間内に申請しなかった場合、給付金を受け取ることができません。まだ申請をしていない人は、早めに申請を済ませてください。

対象要件など、詳しくは市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

- 申請上の留意点**
- 臨時福祉給付金(経済対策分)は、平成28年度の市民税が課税されている人や、平成28年度の市民税を課税されている人の税法上の扶養になっている人は対象外です
  - 申請後、所得などが変更になり、対象でなくなった場合には返金していただくことになります
  - 申請期間を過ぎて支給要件を満たした場合でも、支給はできません



臨時福祉給付金キャラクター カクニンジャ

## 保険料 後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中に発送します

〒708-8501津山市山北520保険年金課(市役所1階8番窓口) ☎32-2073、または各支所・出張所担当課

平成28年中所得に基づき、下記の計算方法によって平成29年度の後期高齢者医療保険料額が決定されます。決定通知書に記載されている方法で保険料を納めてください。

**■保険料の計算方法(県内市町村均一)**

$$\begin{matrix} \text{均等割額} & + & \text{所得割額} & = & \text{1人当たりの保険料(年額)} \\ 49,200\text{円} & & (\text{総所得金額など}-33\text{万円}) \times 9.87\% & & \text{※最高限度額57万円} \end{matrix}$$

- 保険料の納め方**
- 普通徴収** 市内の各金融機関、郵便局(中国5県に限る)、全国のコンビニエンスストア、または口座振替で納めてください
- 特別徴収** 偶数月に支給される年金から天引きされます

- 保険料の軽減措置** 平成29年度から軽減率が変わります
- 被扶養者軽減** 後期高齢者医療制度の被保険者となる前日に、会社の健康保険などの被扶養者であった人は、保険料の均等割額が7割軽減(変更前:9割軽減)され、所得割額は掛かりません
- 所得割額軽減** 保険料を決定するもとなる所得金額が58万円以下の人は、所得割額が2割軽減(変更前:5割軽減)となります

### 被保険者証の更新

現在、持たれている被保険者証(クリーム色)の有効期限は、7月31日(月)です。  
新しい被保険者証(緑色)は、前年の所得により窓口負担割合(1割または3割)の再判定を行い、7月下旬に郵送します。8月以降、病院にかかる時は、新しい被保険者証を使用してください。  
有効期限を過ぎた被保険者証は、細かく破り捨てるなど、個人の責任で処分するか、保険年金課または各支所・出張所担当課の窓口に戻却してください(郵送可)。

### 減額認定証の更新

現在、持たれている後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(ピンク色)の有効期限は、7月31日(月)です。  
新しい減額認定証は7月下旬に郵送します。  
ただし、前年の所得を申告していない人がいる世帯は、所得の簡易申告書を提出していただく必要があります。当てはまる人には、6月中に通知しています。  
所得の簡易申告書をまだ提出していない人は提出してください。

## 高額医療 平成29年8月診療分から70歳以上の高額療養費の自己負担限度額が変わります

〒国民健康保険加入者=保険年金課国民健康保険係(市役所1階9番窓口) ☎32-2071  
〒後期高齢者医療加入者=保険年金課高齢者医療係(市役所1階8番窓口) ☎32-2073

	平成29年7月診療分まで(変更前)		平成29年8月診療分以降【変更後】	
	個人単位 (外来のみ)	世帯単位 (入院含む)	個人単位 (外来のみ)	世帯単位 (入院含む)
現役並み所得者	44,400円	80,100円+1%*1 (44,400円)*2	57,600円	80,100円+1%*1 (44,400円)*2
一般	12,000円	44,400円	14,000円*3 (年間限度額144,000円)	57,600円 (44,400円)*2
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	8,000円	15,000円

- \*1 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた額の1%
- \*2 過去12か月以内に「外来+入院」の自己負担限度額を超えた高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目以降の自己負担限度額は44,400円となります
- \*3 毎年8月~翌年7月が対象期間

